

第九管区海上保安本部 公示 第 35 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 2 年 6 月 4 日

第九管区海上保安本部長

瀬口 良夫



伏木富山港富山区の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所

住所 富山市牛島新町 1 1 - 3

(2) 名称 第九管区海上保安本部

住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1 - 2 - 1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 伏木富山港富山区（付図に示すとおり）

期間 令和 2 年 6 月 8 日から 6 月 30 日までのうち 3 日間

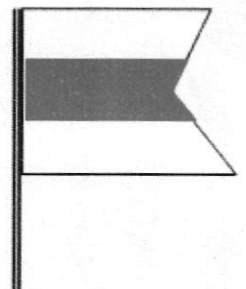
3 水路測量の実施方法

GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う

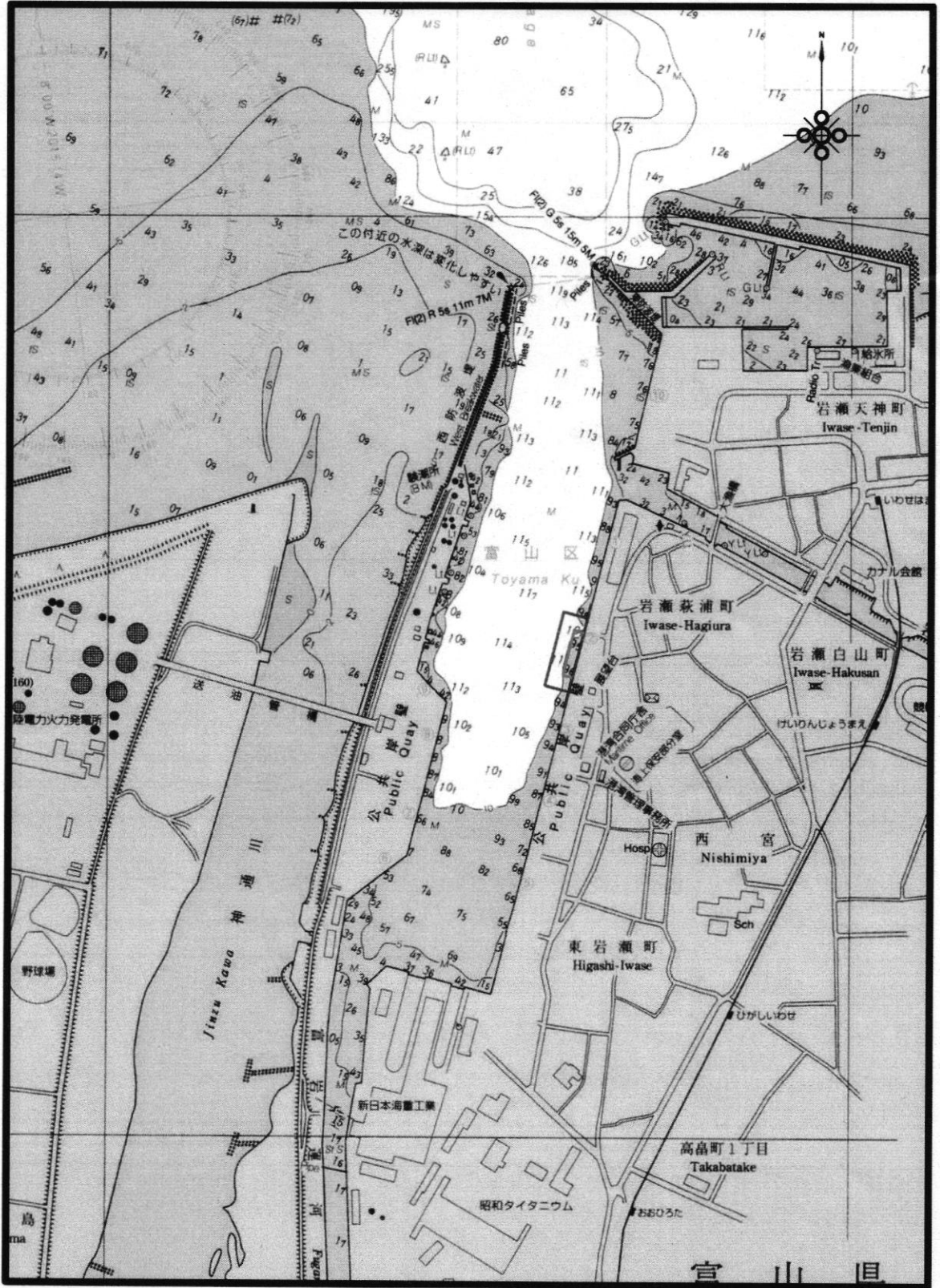
4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



調査区域図



凡例

海図W1162A「伏木富山港 富山」より複製

- -
 -
- 測量区域 施工区域 岸線測量